

富山市物品購入等競争入札参加資格者選定要綱

平成20年11月1日富山市告示第585号
改正平成27年3月25日富山市告示第96号
改正平成30年9月28日富山市告示第335号
改正平成31年3月29日富山市告示第113号
改正令和2年10月30日富山市告示第425号
改正令和3年3月29日富山市告示第133号
改正令和4年10月31日富山市告示第342号
改正令和6年3月12日富山市告示第83号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、富山市が物品の購入、修繕若しくは借入れ又は売払い等の契約を行う場合において、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、資格審査の時期及び方法等について、必要な事項を定める。

(入札参加資格者)

第2条 競争入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、第4条に規定する事項について審査を受け、第5条の規定による競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者
- (3) 次条第1項の申請をする日（以下「審査日」という。）において、その者の営業年数が1年未満の者
- (4) 税を滞納している者
- (5) 第8条第1項の規定により入札参加資格を取り消され、2年を経過しない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手

続開始の申立てがなされている者、並びに更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再度の入札参加資格の認定を受けていない者

- 3 前2項の規定は、令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約の場合に準用する。

(入札参加資格審査の申請)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「資格申請者」という。)は、物品購入等入札参加資格審査申請書兼誓約書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。なお、資格申請者が市長に対して申請できる業種区分の数は、別表に掲げる業種区分につき3以内とする。

- (1) 登記事項証明書(法人が申請する場合に限る。)又は身分証明書(個人が申請する場合に限る。市町村長発行のもの。)
- (2) 委任状(入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領等の権限を委任する場合に限る。)
- (3) 納税証明書
- (4) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等の財務状況を証する書類)
- (5) 営業実態調書(様式第2号)
- (6) 印刷物取扱調査票(様式第3号)(印刷の業種区分について申請する者に限る。)
- (7) 取引金融機関届(様式第4号)
- (8) 資本関係・人的関係に関する調書(様式第5号)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請書は、平成20年度及び同年度から起算して2の倍数の年度を経過したごとの年度(以下「定期受付年度」という。)の11月1日から12月25日まで(富山市の休日を定める条例(平成17年富山市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)に提出しなければならない。

- 3 市長は、定期受付年度の受付(以下「定期受付」という。)のほか、入札参加資格の有効期間の開始日から、当該定期受付年度から起算して2年度経過後の2月15日まで(休日を除く。)の間、申請書を受け付ける(以下「随時受付」

という。)

(審査事項)

第4条 第2条第1項の規定による審査は、次の各号に掲げる事項について行う。

(1) 経営規模

ア 申請日の直前の事業年度の決算（申請日において直前の事業年度の決算が確定していない場合にあつては、その前年の事業年度の決算。以下「直前決算」という。）における自己資本金額（法人にあつては資本金、資本準備金、積立金及び繰越利益剰余金（繰越損失）をいい、個人にあつては次年度繰越純資本金をいう。）

イ 申請日において事業に従事する従業員数

(2) 年間売上高

直前決算の事業年度における売上高

(3) 営業年数

申請日までの営業年数

(競争入札参加資格者名簿への登載)

第5条 市長は、資格申請者が入札参加資格を有すると認めるときは、競争入札参加資格者名簿に登載する。

(入札参加資格の有効期間)

第6条 入札参加資格の有効期間は、定期受付にあつては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月31日までとし、随時受付にあつては競争入札参加資格者名簿に登載された日から次の定期受付年度の3月31日までとする。

(変更等の届出)

第7条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があつたときは、速やかに入札参加資格変更届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称及び所在地

(2) 受任先営業所等の名称及び所在地

(3) 法人である場合においては、代表者の氏名

(4) 受任者の氏名

(5) 指定口座

(6) 電話番号及びFAX番号

(7) その他

2 入札参加資格者は、入札参加資格を取り下げようとするときは、入札参加資格取下届出書（様式第7号）を提出しなければならない。

（入札参加資格の取消し）

第8条 市長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を取り消すことができる。

(1) 令第167条の4第1項各号のいずれか又は第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第2条第2項第4号の規定に該当したとき。

(3) 申請書又はその添付書類に虚偽の事項を記載したとき。

(4) 前条に規定する変更の届け出をしなかったとき。

2 前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、競争入札参加資格者名簿から抹消するとともに、物品購入等入札参加資格取消通知書（様式第8号）により通知する。

（営業の承継等）

第9条 入札参加資格者から営業を承継した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、被継承人等の当該営業に従事した期間及び納付した税は、承継した者において従事し、又は納付したものとみなす。

(1) 入札参加資格者の死亡により、当該営業の一切を相続したとき。

(2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表者に就任し、現にその任にあるとき。

(3) 会社が解散し、会社の代表者がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。

(4) 合併により解散した会社の代表者又は役員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の代表者又は役員に就任し、現にその任にあるとき。

(5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。

(6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その分離した部門の一切の営業を譲渡したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、営業を承継したと市長が認めるとき。

2 承継した者は、当該承継の態様により新規に又は物品購入等入札参加資格（譲受、相続）審査申請書兼誓約書（様式第9号）若しくは第7条に規定する入札参

加資格変更届出書に、別に指定する書類を添えて市長に申請し、又は届け出て入札参加資格の認定を受けることができる。この場合において、当該入札参加資格の有効期間は、従前の入札参加資格者が有していた有効期間の残期間とする。

3 第5条の規定は、前項の認定について準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 申請等（申請、届出その他のこの告示の規定に基づき市長に対して行われる通知をいう。）のうち当該申請等に関するこの告示の規定により書面等（富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年富山市条例第5号）第2条第3号に規定する書面等をいう。）により行うこととしているものについては、当該規定にかかわらず、同条例第3条並びに富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年富山市規則第26号）第3条及び第4条の規定の例により電子情報処理組織（同条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、廃止前の富山市物品購入等競争入札参加資格者選定要綱の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日以後における平成20年度の随時受付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

コード	区分	業種	取扱品目（例）
5001	贈答品	貴金属、贈答品	時計、眼鏡、貴金属、記念品、ギフト
5002		美術、工芸品	美術品、工芸品、陶芸品
5103	事務用品	文具	文房具
5104		用紙	コピー用紙、印刷用紙、和洋紙、ダンボール
5105		OA機器、ソフト、サブライ用品	OA機器、ソフト、サブライ用品
5106		ゴム印、印章	印章、印判、公印
5207	繊維製品	衣料、繊維	被服、繊維製品、帽子
5208		寝具	布団、毛布
5209		旗、染物	旗、のぼり
5310	看板、標識	看板、標識	看板、アクリル板、住居表示板、標識
5411	薬品	医療、防疫用品	医療用薬品、家庭薬、医療用材料、殺虫剤
5412		工業薬品	高分子凝集剤、凍結防止剤
5513	動植物	園芸、観葉植物	植木、種苗、観葉植物、園芸用品、肥料、農薬
5514		動物、飼料	動物、飼料
5615	日用雑貨	荒物、雑貨、清掃用品	荒物、日用品、雑貨、洗剤、ワックス、ゴミ袋、清掃用品
5616		金物、工具	建築金物、大工道具、工具
5617		塗料	塗料、錆止め
5618		皮革、ゴム、ビニール用品	皮革、ゴム、ビニール用品、テント
5719	エネルギー	石油	ガソリン、軽油、重油、白灯油、混合油
5720		ガス	LPG、天然ガス
5721		その他エネルギー	薪、木炭、電気
5822	飲食用料	食料品、飲料	米、肉、魚、調味料、乳製品、茶、氷、酒
5923	印刷	一般印刷	活版、オフセット印刷、軽印刷
5924		フォーム印刷	電算帳票、OCR
5925		特殊印刷	シール、地図
6026	家屋、調度	屋根	瓦、とたん
6027		建具、ガラス	サッシ、ガラス、鍵
6028		畳、襖、障子	畳、襖、障子
6029		カーテン、カーペット	カーテン、カーペット、暗幕、緞帳
6030		家具、装飾	家具、木工、インテリア
6231	原材料	骨材	川砂、山砂、砕石
6232		セメント、コンクリート	セメント、コンクリート
6233		アスファルト合材	アスファルト合材
6234		木材	木材、合材、竹材、丸太
6235		管工事材料	管工事材料
6236		金属製品	鋼材、グレーチング
6337	電気機器	家電、照明機器	家電、照明機器
6338		通信、音響、視聴覚機器	通信、音響、視聴覚機器
6339		写真	カメラ、写真用品
6440	機械器具	医療機器	医療用機器、医療用品
6441		福祉機器、介護用品	車椅子、介護用機器、介護用品
6442		理化学、光学、測定機器	分析装置、光学機械器具、測定機器、計量機器
6443		産業用機器	発電機、脱臭装置、ろ過装置、水処理装置、プラント
6444		農機具	農機具、除雪機
6445		厨房機器、食器	流し台、調理台、調理用機器、食器洗浄機器、回転釜、食器、箸
6446		空調機器	空調機器、ポンプ、ボイラー
6447		上下水道用機材	水道メーター、弁栓
6548	教育器材	学校教材	図書、ビデオ、DVD、ミシン、黒板、画材、実験器具
6549		保育教材	保育用品、保育教材、遊具
6550		運動具	運動器具、運動用品
6551		楽器	楽器、音楽CD
6652	防災用品	消防、保安用品	ホース、防火服、消火器、防災用品

6753	車両	一般車両	自動車、自動車修理、部品、電装
6754		特殊車両	特殊自動車、架装
6755		二輪車	自動二輪車、自転車
6756		鉄道車両、船舶	鉄道車両、船舶
6757		タイヤ	タイヤ、ホイール
6158	賃貸借	リース	OA機器、仮設建物、車両、寝具
6159		レンタル	貸衣装、イベント用品、植木
6860	不用品売買	不用品売買（紙）	古紙
6861		不用品売買（自動車）	自動車、自動二輪車
6862		不用品売買（金属製品）	自転車、鉄くず
6863		不用品売買（電気製品）	家電製品
6864		不用品売買（その他廃品）	その他の廃品
6965	その他	その他	その他の業種

※ 申請は3区分までとし、区分内であれば業種数の制限はありません。